意見公募(パブリックコメント)手続の実施結果について

宝 州 夕		&則 古 陪 が) 老 垣 加 計 両 (孝 安)	
案件名 		登別市障がい者福祉計画(素案) 	
意見の募集期間		平成25年2月12日から平成25年3月13日まで	
担当グループ		登別市保健福祉部障害福祉グループ	
意見の提出件数		3件	
提出された意見の概要と市の考え方			
No.	0. 意見の概要		市の考え方
1	,		「障害者」と「障がい者」の表記ですが、法令等に基づくもののほか、団体名などの固有名詞については、「障害・障害者・障害児」と表記し、それ以外の単語や熟語として、「障害」を表現する場合は「障がい・障がい者・障がい児」と表記しています。なお、目次末尾にこの表記の違いの注釈を記載することとします。
2	を定め、体の不自由な方なども安心して訪れることができる観光都市として、先進的事例を示すことはできないか。		民間施設等のバリアフリーについては、登別市 ぬくもりある福祉基本条例第5条第2項で「事業者は全ての人の利用に配慮した公共的施設等の整備においます。また北海道福祉のまり条例においます。また北海道福祉の状況に対し、「整備基準を勘案して、必要な指導をすることを事業できる。」に登場して、のできりにながら、当時である。は、では、では、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
3	舎へのエレベー	リアフリーに関連して、例えば駅 ターの設置など条例による義務化 るべきではないか。	具体例に示されている、駅舎のバリアフリーは、市民の移動手段の確保や、観光客の玄関口としての側面もあることから、民間事業者だけの問題ではなく行政の役割も大きいことや、民間事業者に負担が生じるなど、事業経営に影響が及ぶことから条例等の制定は馴染まないと考え、計画には反映しないこととします。 なお、このご意見の主訴と考えられるバリアフリーの推進については、「No. 2」の市の考え方のとおりです。